

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年5月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2200173 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2300004 号

第 1 結論

請求者のA社における令和元年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年9月から同年11月までの標準報酬月額については62万円とする。

令和元年9月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年9月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（厚生年金保険法第75条該当処理前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年9月1日から同年12月1日まで

請求期間が将来の年金額に反映しない記録になっているので、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳によると、請求期間の標準報酬月額は62万円が適正であると認められる上、請求期間に係る給与から同額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年9月1日から同年12月1日までの期間について、請求者に係る請求内容どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年1月14日に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者に係る令和元年9月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（厚生年金保険法第75条該当処理前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認め

られる。